

必要不可欠な商品とサービス (特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ仮訳)

「国連ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGPs)」は、ウクライナやその他の紛争影響地域に対するロシアの現在進行中の侵略戦争への対応として、「強化された人権デューディリジェンス (heightened human rights due diligence)」（「ロシアとウクライナにおける人権デューディリジェンスの強化」PDF参照）を実施するよう企業に求めています（以下、人権デューディリジェンスを「HRDD」と略す。）。強化されたHRDDのプロセスを通じて、ウクライナ、ロシア、およびベラルーシにおいて直接的な事業活動を展開し、もしくは、同各国のバリューチェーンを利用している企業は、ビジネスにおける関係性を用いて、自社の事業や製品またはサービスが関与している人権に対する悪影響を防止または軽減しなければなりません。また、効果的なHRDDのプロセスは、企業が、紛争の激化前もしくは激化後に、紛争の影響下にある市場もしくはリスクの高い市場から撤退することの影響を理解し、対処することにおいて、企業の手助けともなるものです。

多くの企業がロシアでの事業を撤退または制限している一方で、一部の企業は自社の商品/サービスの「必要不可欠性」を根拠にロシア市場に残留しています。有意義な人権デューディリジェンスを行った結果として、当該企業が公共の衛生・安全・福利にとって重要である必要不可欠な商品やサービスの提供を維持する判断に至る可能性を私たちは認識しています。しかし、ほとんどの企業は、その主張を支える基準やプロセスに関する十分かつ適切な説明を提供できていません。各企業は、商品/サービスが市場にとって不可欠である理由、代替製品が利用できない理由、または事業地の他の関係者が商品/サービスを提供できない理由、および企業の事業活動が人権侵害に近接していることをどのように緩和するかについて、正当化する責任を負っています。具体的には、企業は少なくとも以下の質問に答えることが求められます。

- 会社が必要不可欠であると主張する、特定の商品またはサービスとは何か。
- その商品/サービスは、事業地の現地市場という文脈において、基本的または適切な生活水準を維持するために、どう必要となるか。
 - 企業が商品/サービスの提供を中止した場合、具体的にどのような人権が侵害されるか。
 - 社会的弱者を含む現地のコミュニティは、商品/サービスに依存しているか。もし依存している場合は、どのように依存しているか。
 - 現地の文化/社会は、必要不可欠な商品/サービスをどのように説明しているか。
 - 特定の商品/サービスおよびその数量や範囲は、上記で規定された本質的なニーズを満たすために必要か。
- 現地市場内の事業国内関係者は、現地市場に商品/サービスを提供することができないか。
 - 現地市場内における競合他社は、現地市場に商品/サービスを提供できるか。
 - 人道支援関係者は、商品/サービスを現地市場に提供できるか。
 - 現地の国家関係者は、現地市場に商品/サービスを提供できるか。
- その商品/サービスの提供は、どのようにロシアのウクライナ侵略によって発生している人権侵害を引き起こしたり、助長したり、または関与したりするか。※1

- 会社はロシア政府にどのくらいの収益を提供しているか。たとえば、
 - 税金を通して
 - 配当の支払いを通して

- ライセンス、許可、およびその他の費用の支払いを通して
- 利益の分配を通して
- 政府の公共事業支援を通して
- 人権侵害への直接関与を通して
- その商品/サービスを提供しながら、どのようにして人権侵害への近接性を緩和しているか。※2
 - 企業の法的地位を免税業者へと変更することは可能か。
 - 商品/サービスを提供するために、以前取得した免税資格を使用することは可能か。
 - 商品/サービスの提供のために、現地の、もしくは国際的な非営利団体、IGO(政府間組織)、または人道支援団体に寄付したり、それらの団体と提携したりすることは可能か。
 - ロシア政府に支払われるべきすべての資金を保管するための第三者預託口座を開設することは可能か。

※1. この対応は、商品の調達、製造、流通など、商品/サービスの「提供」に関するすべての側面における分析を包含する必要があります。

※2. ウクライナの人々の権利を支援するための人道的寄付を企業が実施することに反対しているわけではありませんが、ここで人権侵害への近接性を緩和するということが意味するのは、企業が自社が引き起こした、助長した、または直接関与してきた人権侵害の発生や影響を減らすために、自社の行動や実状を改めるということです。影響を受けた人々への人道的取り組みであっても、人権侵害の発生、範囲、または影響を軽減することのない人道的取り組みへの資金提供であれば、的外れな利益の供与として緩和の実現可能な形態からは明確に除外されることとなります。